令和８年９月 24 日
東員町役場総務課

地域建設業経営強化融資制度の導入について

東員町では、中小・中堅建設事業者の資金調達の円滑化を図り、以て地域建設業の継続的な安定と地域経済の活性化を図るため、「地域建設業経営強化融資制度」を令和８年 10 月１日から導入します。

1. 制度の概要

この制度は、平成２０年８月に国が策定した「安心実現のための緊急総合対策」を受け、国土交通省が建設業の資金調達の円滑化を推進するため、平成２０年１０月に創設した制度です。

融資制度としては、工事の出来高が２分の１を超えれば、公共工事の工事請負代金の債権譲渡が可能になり、一般財団法人建設業振興基金が認めた者から転貸融資を受けることができます。さらに、保証事業会社から前払金保証を受けた工事であれば、保証事業会社の債務保証を条件に、出来高を超える部分の融資を保証事業会社と委託契約を結んだ金融機関から直接融資を受けることができます。

なお、本制度の適用は、令和 13 年３月末日までとなります。

2. 導入時期

令和８年 10 月１日

3. 対象となる建設業者

中小・中堅元請建設業者

（資本の額若しくは出資の総額が 20 億円以下又は常時使用する従業員の数が 1,500 人以下の建設業者）

4. 対象工事

東員町が発注した建設工事

（一部の工事で対象外となるものがあります。）

5. 債権譲渡先

事業協同組合等又は(一財)建設業振興基金が適当と認めた民間事業者

6. 債権譲渡の範囲

工事請負代金から前払金等の支払済額を控除した額の範囲内

7. 債権譲渡の承諾申請ができる時期

工事の出来高が２分の１以上に到達したと認められる日以降

※本制度の詳細については、別に定める「東員町地域建設業経営強化融資制度事務取扱要領」をご覧ください。

※本制度の運用のご相談など、詳しくは、債権譲渡先へお問い合わせください。三重県内では、東日本建設業保証株式会社三重支店内に株式会社建設経営サービスの相談窓口（電話059-226-4880）があります。